

**平成 27 年度 社会福祉法人博悠会 研修センター
前期 喀痰吸引等研修(第二号研修)募集要項**

1 目的

介護保険施設及び障害者支援施設等の施設及び居宅において、介護職員等が医師の指示に基づき必要な医療的ケアをより安全に提供するため、喀痰吸引等を行うための知識及び技術を修得することを目的とします。

2 研修機関

社会福祉法人 博悠会 研修センター

3 受講対象者

受講者は、以下の①～⑤の要件を全て満たし、かつ、受講者が勤務する事業所の長が推薦する方です。ただし、②から⑤については、勤務する事業所の設置法人の別の施設等における実地研修が可能な場合も含まれます。

- ① 介護福祉士資格保有者(平成 27 年度国家試験合格者以前の者)、または、介護若しくは障害者支援の経験を 1 年以上有する者
- ② 長野県の北信地域に住所がある者、または、長野県の北信地域に所在する事業所に勤務している者
- ③ 原則として現在勤務する事業所に喀痰吸引等の医療行為を行なう対象者がいる者
- ④ 原則として現在勤務する事業所が、特定事業所として登録申請している、または、登録申請を行う予定である者
- ⑤ 原則として現在勤務する事業所に実地研修指導者がおり、実地研修に際して指導を受けられることができる者

4 定員

年 60 人(前期 30 人、後期 30 人) … 前期は 6 月～10 月、後期は 10 月～2 月です。

5 受講料

9 万円(保険料及びテキスト代を含みます。)

6 日程及び会場

- ① 基本研修(講義) … 8 日間(日程はカリキュラムを参照)、会場は小布施町の博悠会法人本部です。
- ② 筆記試験 … 平成 27 年 7 月 30 日(木)、基本研修(講義)の全カリキュラムを修了した方が受験できます。
- ③ 基本研修(演習) … カリキュラム参照、筆記試験に合格した方が受講できます。
- ④ 実地研修 … 原則として自施設での研修です。基本研修(演習)で一定以上の評価を得た方が受講できます。

7 実地研修

実地研修は、原則として受講者自らが勤務する施設等で実施していただきます。

また、実地研修先は、別紙2「社会福祉法人博悠会研修センター実地研修施設の基準」に記載される要件を満たす必要がありますので、勤務する事業所において、実地研修に先立ち、実地研修の実施のための体制整備を行ってください。

実地研修先で指導する看護師・保健師・助産師(以下「看護師等」という。)は、原則としてその実地研修先に勤務する看護師等です。

指導にあたる予定の看護師等は、「喀痰吸引等研修事業実施のための指導者養成講習」等の県が定める研修を修了した者です。

なお、実地研修先が確保できない場合は、受講申込書にその旨を記載してください。

8 申込書類

提出が必須なもの

- ・別紙 1-1「社会福祉法人博悠会研修センター喀痰吸引等研修(第二号研修)受講申込書」
- ・別紙 1-2「社会福祉法人博悠会研修センター喀痰吸引等研修(第二号研修)受講推薦書」
- ・92 円切手を貼った返信用封筒(長形 3 号封筒に所属先の住所及び受講者氏名を記載のこと。)

以下は、該当者のみ提出するもの

- ・別紙 1-3「社会福祉法人博悠会喀痰吸引等研修(第二号研修)の一部履修免除の申出書」
- ・認定特定行為業務従事者免許証の写し及び研修修了証の写し等、免除に係る証書
- ・指導者養成講習修了証等

9 申込書送付先

〒381-0201 長野県上高井郡小布施町大字小布施 10 番地 20

社会福祉法人 博悠会 研修センター 事務局

送付の封筒に「喀痰吸引等研修受講申込書在中」と朱書きしてください。

10 申込期限

前期 平成 27 年 5 月 22 日(金)。FAX やメールでの申込はできません。

※早期に定員に達した場合は期間内でも締め切ります。

11 受講決定

受講決定後に決定通知書を所属先に送付します。なお、定員を上回る申し込み等で受講できない場合、その旨を通知します。

12 留意事項

第一号研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引と経鼻経管栄養を含む実地研修)と、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引の研修は行いません。